

一 備員工賃ニ據ヒテ單斷テ前ニ後送スルコト
一 調家細出テ早クスルコト

調 査

- 六 今回ノ事件ニ據ヒテハ隣隣ニ辭件者ヲ出サセムコト
- 五 今般輝工ニ據スル麻類ハ商社輝工ニサレタキコト
- 四 將來早中ニ據スル賃賤騰貴ヲ忌避スルコト
- 三 宝珠異條ヲナスコト（計ニ中二回）
- 二 調和輝工ハ三ヶ月辭職スルヲ本調ニスルコト
- 一 三十代舞舞輝工ニスルコト

要 求 書 (親文ノマ、)

平前十和並ニ同位ノ申出スル事ヲ條々子細十分工費ヲ付録セタリ
 疑ハ事業主ノ意ヲ書キ及ニ丑冬發奏ヲ繼々二三町間答ノ未御
 リニニ林同六和輝工升送ノ外本廠繰上送ノ來函ヲ許セテ新出輝
 職ヲ録メ、ノ丑冬ニ即指スルニテミサレハ回答ヲ録セタノ事ナ

財團法人協調會大阪支所

右ノ通り要求候也

八月四日

職 工 一 同

備考、同一工場主ニテ經營スル第三工場職工全部ハ此ノ罷業ニ加
 盟セザルハ第三工場支配人三浦忠（梅鉢女傭）ハ此時間延長問題
 ニ極力反對シ自己ノ責任ヲ以テ經營セル三工場ハ絶對延長ヲ認メ
 ズト強辯シタル爲メ工場主モ該工場ニハ手ヲ延バス事出來得ザル
 ガ爲メ該工場ノミハ就業シ居レリ。